

改正

平成23年4月1日告示第20号
平成25年3月28日告示第18号
平成27年1月30日告示第5号
平成28年2月18日告示第3号
平成29年4月1日告示第38号
平成31年2月7日告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多可町（以下「町」という。）に移住しようとする者又は町に引き続き居住しようとする者が中古住宅を購入する場合に予算の範囲内で補助を行い、定住人口の増加及び人口減少の抑制をはかり、地域の活性化を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる設備要件を満たしている建築物、建築物の一部又は用途上不可分な2以上の建築物をいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の炊事用流し。
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 中古住宅 人の居住の用に供したことのある住宅をいう。
- (3) 若年世帯 夫婦（婚約及び内縁関係を含む。）の合計年齢が80歳未満の世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）又は妊娠している者が同居している世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町に定住する意思を持ち、10年以上の居住を誓約した者
- (2) 町内に建築された中古住宅を購入し、契約を締結した者。ただし、3親等以内の親族から購入した者を除くものとする。
- (3) 転入又は転居して1年未満の者。ただし、当該中古住宅に住所を有する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助対象者としな

- (1) 町が実施する他の住宅取得にかかる補助金を受けるもの
 - (2) 町民税（転入した場合にあっては、転入前の市区町村税を含む。）の滞納がある者
- (補助金の額)

第4条 前条に掲げる補助金の額は、10万円を限度とする。ただし、本事業の交付申請時において、補助対象者が若年世帯又は子育て世帯に属する者、若しくは40歳未満の単身者である場合は20万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、転入又は転居した日若しくは売買契約を締結した日のいずれか遅い日から1年以内に次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 購入住宅の写真
- (4) 物件売買の領収証の写し
- (5) 世帯全員の住民票の写し
- (6) その他、町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請が適当であると認めるときは予算の範囲内で補助金の額を決定し、その旨を補助金交付額決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により通知するにあたり、必要事項を指示することがある。
(補助金の請求)

第7条 町長は、申請者から提出される補助金請求書(様式第3号)により補助金を交付する。
(住所移動等の届出)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から10年を経過するまでの間に、住所異動等、第5条の規定による申請内容に変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。
(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める金額の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 全額
- (2) 補助金の交付を受けた日から10年未満で転居又は転出したとき 別表のとおり
- (3) その他町長が相当と認める事由があるとき 全額又は一部

- 2 町長は前項の規定により補助金の返還をさせようとするときは、その旨を補助金返還命令通知書(様式第4号)により、補助金を返還すべき者に対し通知するものとする。
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第9条関係)

年数	交付決定を取り消す金額
1年未満	交付決定額の100/100
1年以上2年未満	〃 90/100
2年以上3年未満	〃 80/100
3年以上4年未満	〃 70/100

4年以上5年未満	〃	60/100
5年以上6年未満	〃	50/100
6年以上7年未満	〃	40/100
7年以上8年未満	〃	30/100
8年以上9年未満	〃	20/100
10年以上	〃	10/100